

大泉町子どもの新型コロナワクチン予防接種費用助成金交付要項

大泉町子どもの新型コロナワクチン予防接種費用助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

子どもに対する新型コロナワクチン予防接種(以下「予防接種」という。)に係る費用の一部を助成することにより、新型コロナウイルス感染症の発症及び重症化の予防を図り、もって子どもの健康の保持及び増進に資することを目的とします。

2 内容

接種対象者	次のいずれにも該当する者としします。 1 予防接種を受ける日において、本町に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者 2 次のいずれかに該当する者。 (1) 予防接種を受ける日の属する年度に満15歳に達する者 (2) 予防接種を受ける日の属する年度に満18歳に達する者
助成対象者	接種対象者の保護者としします。
助成対象事業及び助成対象経費	接種対象者が予防接種を受けた場合に、その予防接種に係る費用について助成を行います。なお、10月1日から翌年の1月31日までの間に受けた予防接種に限ります。
交付金額	助成対象経費に相当する額とし、8,000円を上限としします。 ※ 助成金の申請回数は、予防接種を受けた日の属する年度において、1接種対象者につき1回限りです。

3 交付手続

交付申請の方法、時期等	助成金の交付を受けようとするものは、接種対象者が予防接種を受けた日の属する年度の末日までに、大泉町子どもの新型コロナワクチン予防接種費用助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、申請してください。 1 接種費用の領収書の写し(写真データを含む。)
-------------	---

	<p>その他の医療機関が発行する接種対象者が予防接種を受けた事実を証する書類の写し（写真データを含む。）</p> <p>2 その他町長が必要と認めもの</p>
助成金の交付時期等	<p>提出された申請書類の内容を審査し、助成金の交付の可否及び交付する助成金の額を決定し、大泉町子どもの新型コロナワクチン予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、交付決定の日から起算して30日以内に助成金を交付するものとします。</p>
助成金の返還等	<p>町長は、偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定を受けた者があるときは、助成金の交付決定を取り消します。</p> <p>また、既に助成金を交付しているときは、その全部若しくは一部の返還を求めることができます。</p>

4 各種様式

申請書等の様式	<p>1 大泉町子どもの新型コロナワクチン予防接種費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）</p> <p>2 大泉町子どもの新型コロナワクチン予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）</p>
---------	--

5 事業期間

期 間	令和6年10月1日から令和9年3月31日まで
-----	------------------------

6 担当部署

大泉町健康づくり課	電話 0276（62）2121
-----------	-----------------